

令和5年

第2回農業委員会総会議事録

令和5年2月6日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

2番	白山	一男	3番	土合	正夫
4番	帯刀	眞理子	5番	浅井	満
6番	城石	美枝子	7番	金	賢志
8番	炭谷	一三	9番	森	敏朗
10番	進藤	久司	11番	栗山	信治
12番	北田	幹夫	13番	明石	茂
14番	末永	久義	15番	林	康弘
16番	高橋	吉博	17番	前田	進
18番	竹内	正治	19番	永森	薫
20番	高口	宗範	21番	稲垣	潔
22番	山崎	善夫	23番	堀	正
24番	有沢	敏博	25番	小川	博行

欠 席 委 員（1人）

1番 樋上 豊

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第3条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修

主 査 高木 淳也

副 主 幹

主 事

村中 一也

原 美里

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和5年第2回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「8番 炭谷委員」「9番 森委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題として
お諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に
ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号1番及び2番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

まず、議案第2号の申請番号1番について説明します。

申請人である〇〇夫婦は、現在〇〇市内のアパートで子供と3人で生活しています。主である〇〇氏の実家は申請地から近く、本人も通学していた〇〇小学校に将来子供を通学させたい思いもあり、このたび住宅を取得する計画に至りました。主な理由としては、〇〇氏の勤務先は〇〇市内、妻の勤務先は〇〇市内と〇〇線からの交通利便性や将来的な子育てへの両親の協力があげられます。

また申請において、〇〇小学校と〇〇線方面を結ぶ範囲で小学校まで徒歩20分位で行ける範囲、およそ半径500メートル内で検討地について検討を重ねてきたところ、申請地が適地と判断したものです。

住宅の建築においては、擁壁及び法面等を設置した上で周辺に土砂等が流出しないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

続けて、議案第2号の申請番号2番について説明します。

申請人の受人は、昨年3月に本社が〇〇県にある〇〇株式会社のグループ会社として、新たに事業展開することになりました。現在は、主に鉄・非鉄金属の仕入から加工及び販売を行っており、今後は北陸全般を事業区域に拡大する予定です。

しかし既存資材置場は、鉄・非鉄金属類のスクラップ類、製品の仮置場として利用しているほか、大型搬送車両やクレーン等の置場としても利用されており、事業規模拡大に伴って既存資材置場では手狭で、緊急に収用地を確保する必要があります。そこで、社屋周辺で新たな資材置場を取得するため

検討を重ね、今回の申請に至りました。

申請地では、南北方向に所在する既存排水路（市有地）により申請地が分断されていることから、水路について土地改良区をはじめ関係各者と協議を重ねた結果、水路の付け替えを実施する要請を受け、同水路を市から申請受人に譲与し、同時に申請地東側及び北側の一部を市へ寄付することとなりました。

転用に際しては、周辺の耕作地及び農業用水路、農業施設等に与える影響を十分配慮し、周辺に被害が及ばないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号3番について、小川委員から説明をお願いします。

小川委員

議案第2号の申請番号3番について説明します。

申請人の〇〇氏は、平成30年に〇〇に住宅を建設し、当初は通路部分に所有車2台を縦列駐車していました。その後、娘が免許を取得し車両が3台となり出入りのたびに車両を移動する必要があり大変不便な状況にありました。

今回の申請地は、親戚である〇〇氏の所有であり、申請人の父が当時無償で借り受け畑として利用していましたが、父が体調不良となり耕作できなかつた上、防草シートを敷いた状態であったことから、令和3年頃に畑をならし駐車スペースとして利用してしまいました。

先般、畑の所有者から無断転用である旨を指摘され、農地法等に対する理解と認識が足りなかったとはいえ、無断転用してしまった事は大変軽率な行動であったと深く反省しております。春には息子も免許を取得し所有車が4台となることに加え、路上駐車とならないよう来客用の駐車スペースも必要となることから、これを機に是正することとします。

駐車スペースの取得に際して、自宅から50メートル圏内で相当の土地について検討しましたが申請地以外に適地がないことに加え、周辺農地に被害を及ぼさないことや今後このようなことの無いよう十分注意する旨を誓約していますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長 (堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第3号説明・表決) —

議長 (堀会長)

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、6番城石委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をいたします。

【城石委員 退席】

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (矢野)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長 (堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長 (堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原

案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

【城石委員 着席】

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— (報告第1号の説明) —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第3条第3項第13号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

報告第4号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和5年第2回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時54分

- 1 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 令和5年3月6日(月) 午後2時から
 - ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
- 2 令和5年度農業委員会総会開催日程表
- 3 農業委員会研修会について
 - ・令和5年3月13日(月) 午後1時30分
 - アイザック小杉文化ホールラポール
- 4 配布資料
 - ・のうねん 2023年1月号

議 長

署名委員

署名委員